

資産内容の開示について

資産査定、償却・引当プロセスと諸開示

当行は従来より、積極的な不良債権処理、情報開示に取り組んでいます。平成10年度決算においても自己査定による正確な資産実態の把握と、ガイドラインである「金融検査マニュアル」、「資本増強に当たっての償却・引当についての考え方」を遵守した適切な償却・引当を実施しました。また、当行は法定開示であるリスク管理債権、金融再生法施行規則に基づく資産査定の開示に加えて、自己査定に基づく分類債権を自主的に開示し、引き続き透明性の確保に努めています。以下、下記の図に基づき、当行の資産内容および償却・引当の状況を説明します。

諸開示の関係及び引当率・保全率（単体）

自己査定による正確な資産実態の把握、適切な償却・引当実施
自己査定と整合的な不良債権開示

ガイドラインを上回る引当を実施
金融再生法ベースの保全率は81.2%

（単位：億円 単位未満四捨五入）

(1) 自己査定					(2) 金融再生法	(3) リスク管理債権	
債務者区分	分類債権	非分類	分類	分類			
破綻先・実質破綻先	1,018 引当金 優良担保・保証によりカバー	2,287 不動産等一般担保・保証によりカバー	引当率 100%	直接償却	破産更生債権およびこれらに準じる債権 3,305 保全率 100%	破綻先債権 1,596	
破綻懸念先	3,565 引当金 優良担保・保証によりカバー	2,262 不動産等一般担保・保証によりカバー	1,057 引当率 74.7%		危険債権 6,884 保全率 84.6%	延滞債権 8,323	
要注意先	要管理先	585 引当率 15.3%	4,147 担保 1,675 信用 3,056		要管理債権(注1) 3,697 保全率 58.0%	従来非開示分 649 (注2)	
	その他の要注意先		15,279			3か月以上延滞債権 1,712 貸出条件緩和債権 1,986	
正常先				貸倒実績率に基づく引当	全体の保全率 81.2%		
合計	336,007	310,975	23,975	1,057	0	合計 13,886	合計 13,617

(注1) 「要管理債権」は個別貸出金ベースでリスク管理債権における3か月以上延滞債権と貸出条件緩和債権とに合致。

「要管理先」は当該債務者に対する総与信ベースの金額

(注2) リスク管理債権の合計額と金融再生法の合計額の差額は、金融再生法の開示に含まれる貸出金以外の債権額

債務者区分の定義

破綻先・実質破綻先：法的・形式的に経営破綻の事実が発生している先および実質的にそれと同等の状況にある先
破綻懸念先：今後経営破綻に陥る可能性の高い先
要注意先：今後の管理に注意を要する先
要管理先：要注意先のうち3か月以上延滞又は貸出条件を緩和しており、今後特に注意を要する先
正常先：業績良好かつ財務内容も特段問題の無い先

分類の定義

非分類：正常先への全与信、その他の債務者区分への与信のうち預金担保等優良担保・保証等でカバーされた与信
分類：要注意先の非分類以外の与信および、破綻懸念先、破綻先・実質破綻先への与信のうち不動産担保等一般担保・保証等でカバーされた与信
分類：破綻懸念先の非・分類以外の与信、破綻先・実質破綻先の担保の評価額と時価との差額部分（最終の回収懸念が存し、損失の発生の可能性が見込まれるもの）
分類：破綻先・実質破綻先の非・分類以外の与信（回収不能又は無価値と判定されるもの）

1. 自己査定 ～資産実態把握、償却・引当プロセス

当行は資産実態を正確に把握するため、半年に一度、自己査定を実施しています。自己査定に当たっては、まず、貸出先等の債務者の財務・経営状況に応じて破綻先・実質破綻先から正常先(左図内の(1)～の債務者区分)に分別します。(図下の債務者区分の定義参照)

次に、債務者区分ごとに担保・保証などによる債権回収の可能性を評価して、図の(1)および分類の定義のように資産を回収リスクの低い方から順に非・・・分類の4段階に分類します。

以上の自己査定をベースに、平成10年度決算において下記のような償却・引当を実施しています。

破綻先・実質破綻先:

分類 直接償却、 分類 100%引当

(非・ 分類は、引当や担保・保証でフルカバー)

破綻懸念先: 分類 74.7%引当

(非・ 分類は、引当や担保・保証でフルカバー)

要注意先: 貸倒実績率に基づく引当(3年分)

うち要管理先については信用部分の15.3%引当

正常先: 貸倒実績率に基づく引当(1年分)

以上の償却・引当を実施した結果、11年3月末の分類債権額は、10年9月末対比2,956億円減少し、図の(1)ののとおりとなっています。

2. 金融再生法施行規則に基づく 資産査定の開示

11年3月末から新たに金融再生法施行規則に基づく資産査定の開示が義務づけられました。これは、上記の自己査定の債務者区分をベースとした開示となっていて、具体的には図の(2)のように、自己査定の「破綻先・実質破綻先」を「破産更生債権およびこれらに準じる債権」として、「破綻懸念先」を「危険債権」として、要

注意先のうち「3カ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権」を「要管理債権」として開示するものです。当行の11年3月末の残高は「破産更生債権およびこれらに準じる債権」3,305億円、「危険債権」6,884億円、「要管理債権」3,697億円であり、合計で1兆3,886億円、総与信に占める比率は4.1%となっています。

金融再生法施行規則に基づく資産査定の開示は、図のように、担保・保証などにより回収が見込める部分と引当金によってカバーされている部分を含んでおり、この各債権に対する引当、担保・保証などによる実質的なカバー率(=保全率)が、債務者の実態に即した財務上の手当の適切さを示しています。11年3月末の「破産更生債権およびこれらに準じる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に対する実質的なカバー率(=保全率)は、各々100%、84.6%、58.0%であり、全体でも81.2%と十分な水準にあります。

3. リスク管理債権

リスク管理債権は、従来より開示されていたもので、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3カ月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」の総称です。これらは主に債務者による元利金支払状況に着目した開示となっていて、債務者の実態に即した自己査定とは必ずしも合致していませんでした。当行は、平成11年3月末より、リスク管理債権について資産実態をより適切に反映したものとするため、自己査定を踏まえた開示基準に変更しています。具体的には、未収利息の収益不計上基準を従来の税法基準(法的破綻もしくは6カ月以上延滞債権の未収利息)から自己査定の基準(破綻懸念先、実質破綻先、破綻先への未収利息)に変更し、当該貸出金を延滞債権、破綻先債権として開示することとしました。

その結果、11年3月期の延滞債権には、従来の基準ではリスク管理債権として開示対象とならないものが含まれるようになりましたが、その金額は649億円、新基準のリスク管理債権合計額の5%弱となっています。これは、当行が従来から透明性の高い開示に努めてきたことを示しています。